

第四次環境基本計画の点検の進め方について

1. 次の環境基本計画の見直しまでの中期的なスケジュール

- 平成25年から平成28年まで毎年、合計で4回、点検を実施する。
- 計画を策定した平成24年から5年が経過した時点(平成29年)で計画内容の見直しを行い、計画変更の必要性について検討を行う。

H25 点検①

H26 点検②

H27 点検③

H28 点検④

H29 計画内容の見直し、計画変更の必要性の検討

↓

必要に応じて計画の変更

(参考) 第四次環境基本計画の記述

第3部 計画の効果的実施

第4節 指標等による計画の進捗状況の点検

環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告する。

(略)

第5節 計画の弾力的対応と見直し

環境基本計画は、策定後5年程度が経過した時点を目途に計画内容の見直しを行うこととし、必要に応じて計画の変更を行う。

(略)

2. 毎年の点検の進め方

(1) 毎年の点検の流れ

- 毎年の点検は、①点検方法等の審議、②関係府省の自主的な点検等、③中央環境審議会(総合政策部会及び各重点分野の関連部会)による点検の手順で行う。
- これらの時期は、予算への反映時期等を考慮して、以下のとおりとする(第三次計画の点検時に準拠)。

①点検方法等の審議

前年 秋～冬頃*

点検方法、重点点検分野、重点検討項目等の審議

②関係府省の自主的な点検等

翌年 1月～3月頃

地方公共団体アンケート調査等

4月～

関係府省の自主的な点検

③中央環境審議会による点検

7月頃までに

総合政策部会及び各重点分野の
関連部会による点検
(地方ブロック別ヒアリング
を含む。)

9月頃～12月頃

点検報告書とりまとめ
パブリック・コメント
点検報告書閣議報告

→ 翌年度予算概算要求

→ 翌年度政府予算案

→ 翌年度白書の執筆

→ 環境保全経費の見積
方針の調整

→ 翌々年度予算の概算
要求

※ H25の点検方法等の審議については、時期が異なる(「3. 平成25年の点検」参照)。

(参考) 第四次環境基本計画の記述

第3部 計画の効果的実施

第4節 指標等による計画の進捗状況の点検

環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告する。中央環境審議会の点検は、関係府省の自主的な点検結果を踏まえて実施する。

(略)

(2) 点検の内容

- | |
|--|
| <p>① 関係府省の自主的な点検</p> <ul style="list-style-type: none">● 関係府省は、各府省の環境配慮の方針に基づく施策の進捗状況について自主的な点検を実施する。● 自主的な点検の一環として、「重点検討項目（中央環境審議会の関心項目）」については深掘した分析を行い、中央環境審議会に報告する（関係する府省のみ）。 <p>② 中央環境審議会の点検</p> <p>ア. 総合的な点検（総合政策部会）</p> <ul style="list-style-type: none">● 環境基本計画全体の進捗状況について、国民の目からも分かりやすい全般的な評価を行う。その際、総合的環境指標等を活用する。 <p>イ. 重点分野別の点検（総合政策部会及び各重点分野の関連部会）</p> <ul style="list-style-type: none">● 第2部第1章の重点分野単位で審議する。事前に「重点点検分野」を指定し、重点的な点検を行う。● 「重点点検分野」の内容のうち、中央環境審議会として特に関心が高い項目を、事前に「重点検討項目」として指定し、深掘した審議を行う。● 重点点検分野の審議には重点検討項目に関係する府省も同席し、関係する重点検討項目について報告する。● これらの点検の際は、各重点分野別の指標、関係府省の自主的な点検、個別計画の点検等を可能な限り活用する。 <p>ウ. 「復旧・復興」及び「汚染回復等」の点検（総合政策部会等）</p> <ul style="list-style-type: none">● 第2部第2章の「復旧・復興」及び第3章の「汚染回復等」についても点検を行う。 <p>エ. 国民、地方公共団体、事業者等の取組を把握するため、アンケート調査、その他の調査等（総合政策部会）</p> <ul style="list-style-type: none">● 環境配慮の方針の運用状況について調査を行い、関係府省の自主的な点検の全体像を把握する。● 国民、地方公共団体、事業者等の取組を把握するため、アンケート調査、地方ブロック別ヒアリング等、各種調査を実施する。 |
|--|

（重点点検分野に関する補足）

- ※ 点検のPDCAサイクル確立の観点から、次の見直しまでに各分野少なくとも2回の点検を実施することを目標とする（事象横断的な重点分野（グリーン経済、国際的取組、地域・人づくり）については、毎年点検を実施）。
- ※ 「重点点検分野」は、個別計画の改定スケジュールや時々の事情を踏まえて確定する。

（重点検討項目に関する補足）

- ※ 中央環境審議会の関心項目を「重点検討項目」として事前に指定することで、議論の深化、行政側との対話の促進、点検作業の効率化を図る。
- ※ 「重点検討項目」は、深掘した分析が可能となるよう、できるだけ論点を絞っ

た内容となることについて配慮するとともに、関係する府省をあらかじめ特定する。

- ※ 「復旧・復興」及び「汚染回復等」についても同様に「重点検討項目」を事前に指定し点検を行う。

(アンケート調査に関する補足)

- アンケート調査は、これまでの調査結果との継続性をできるだけ保ちつつ、第四次計画に導入された指標や、各重点分野における各主体に期待される役割に関する記述を踏まえ、必要な補強を行う。

(地方ブロック別ヒアリングに関する補足)

- 地方ブロック別ヒアリングは、地方の生の声を聞く機会であり、普及啓発の観点、地方環境事務所の活用の観点からも引き続き実施する。
- 地方ブロック別ヒアリングについては、総合政策部会における審議との連携を行えるよう、重点検討項目を踏まえた内容となるように配慮する。
- 次の計画改定までに全てのブロックにヒアリングを実施できるよう、毎年3箇所程度ずつ実施する。

(3) 指標の活用

- 環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を把握するため、指標については、重点点検分野の指定の有無に関わらず毎年確認を行う。
- 重点検討項目の点検では、より深掘した分析に資するため、可能な範囲で、当該重点検討項目に係る指標の分類や相互関係の整理等を行い、指標の動向について分析を行う。
- 点検における指標の活用においては、それぞれの指標が持つ特性、限界等に十分留意する。

(参考) 第四次環境基本計画の記述

第3部 計画の効果的実施

第4節 指標等による計画の進捗状況の点検

(略)

点検等に当たっては、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、環境基本計画の実効性の確保に資するため、環境の状況、取組の状況等を総合的に表す指標（総合的環境指標）を活用する。この場合に、i) 事象面で分けた各重点分野に掲げた個別指標を全体として指標群として用いるとともに、ii) 事象面で分けた各重点分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群を活用する。また、環境問題の幅広い視点からの理解に資するものとして、iii) 環境の各分野を横断的に捉えた指標群も併せて活用する。さらに、iv) 環境と社会経済の関係を端的に表した指標として、①環境効率性を示す指標、②資源生産性を示す指標、③環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標を参考として補助的に用いるとともに、④環境に対する満足度を示す指標について、今後、具体化に向けた検討を行うこととする。

なお、これらの指標の使用に当たっては、それぞれの指標が持つ特性や限界等に十分留意する必要があるとともに、それらに関して、広く関係者の理解を得るよう努めることが重要である。

(略)

3. 平成 25 年の点検

(1) スケジュール

- | |
|--------------------------------|
| ● 平成 25 年の点検は、以下のようなスケジュールで行う。 |
|--------------------------------|

①点検方法等の審議

【平成25年2月】

- 総会（2月14日）
 - 点検体制案の決定

【平成25年4月】

- 総合政策部会（4月^{※1}）
 - 点検体制の報告
 - 点検方法の審議・決定
 - 事象横断的な重点分野^{※2}及び「復旧・復興」の重点検討項目の審議・決定

※1 必要な場合には、5月に追加的に総合政策部会を開催。

※2 事象横断的な重点分野は、グリーン経済、国際的取組、地域・人づくり分野である。

②関係府省の自主的 point 点検等

【平成25年1月～3月】

- 地方公共団体アンケート調査等

【平成25年4月～ 】

- 関係府省の自主的 point 点検

③中央環境審議会による点検

【平成25年7月頃までに】

- 総合政策部会（事象横断的な重点分野及び「復旧・復興」）及び各重点分野の関連部会（水、大気）
 - 関係府省ヒアリング等を通じて点検（地方ブロック別ヒアリング、地方公共団体アンケート調査報告等を含む。）

【平成25年9月頃～12月頃】

- 総合政策部会
 - 点検報告書とりまとめ
 - ・各重点分野の関連部会での点検結果報告
 - ・報告書案審議（審議後パブリック・コメントを実施）
 - ・報告書及び翌年の点検方法の決定
- 中央環境審議会
 - 点検報告書の閣議報告
- 点検報告書の年次報告への反映等
 - 点検報告書の年次報告への反映
 - 環境保全経費の見積もり方針の調整に反映

(2) 重点点検分野並びに「復旧・復興」及び「汚染回復等」

- 平成 25 年の点検における重点点検分野は以下のとおりとする。
 (事象横断的な重点分野)
 - ・経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
 - ・国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
 - ・持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進
 (事象面で分けた重点分野)
 - ・水環境保全に関する取組
 - ・大気環境保全に関する取組
- 上記に加え、「復旧・復興」についても点検を行う。

(今後の予定)

個別計画の改定スケジュールや時々把事情を踏まえて確定するが、現時点の想定は以下のとおり。

※初年の平成 24 年は点検準備、最終年の平成 29 年は計画の見直しを実施。

※横断分野（①～③）については、毎年点検を実施。

※事象面で分けた重点分野（④～⑨）については、隔年で点検を実施。

重点分野名等	25	26	27	28	備考
①経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進					
②国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進	○	○	○	○	
③持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進					
④地球温暖化に関する取組		○		○	「京都議定書目標達成計画」（平成 20 年 3 月 閣議決定）あり。 今後、新たな地球温暖化対策計画を策定予定。
⑤生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組		○		○	「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成 24 年 9 月 閣議決定）あり。
⑥物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組		○		○	「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」（平成 20 年 3 月 閣議決定）あり。 今後、新たな循環型社会形成推進基本計画を策定予定。
⑦水環境保全に関する取組	○		○		
⑧大気環境保全に関する取組	○		○		
⑨包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組		○		○	WSSD2020 年目標達成のための「SAICM 国内実施計画」（平成 24 年 9 月策定）あり。

					今後、平成 27 年の第 4 回国際化学物質管理会議（ICCM4）に向けて、平成 26 年に点検予定。
「復旧・復興」、「汚染回復等」	○	○	○	○	実質的な点検を行うため、「汚染回復等」については、平成 26 年以降に点検予定。

(3) 重点検討項目

- 平成25年の点検の「事象横断的な重点分野」（横断分野）及び「復旧・復興」の重点検討項目は別紙（資料3-2）のとおりとする。なお、「事象面で分けた重点分野」（個別分野）の重点検討項目については、各関連部会において審議・決定する。

（重点検討項目の選定の際の留意事項）

- 深掘した分析が可能となるよう、横断分野については各分野2項目程度とし、できるだけ論点を絞った内容となることについて配慮する。
- 選定方法は、第四次計画策定時に、当該重点点検分野の主担当となった委員の意見を踏まえて項目案を作成し、関係府省の意見も勘案して、総合政策部会において審議・決定を行う。
- 報告を求める府省をあらかじめ特定する。
- より深掘した分析に資するため、可能な範囲で、当該重点検討項目に係る指標の分類や相互関係の整理等を行い、指標の動向について分析を行う。

(4) 地方ブロック別ヒアリング

- 平成25年の点検においては、北海道、関東、中部ブロックにおいて、重点検討項目の内容にも配慮しつつ、ヒアリングを行う。

（今後の予定）

ブロック	H25	H26	H27	H28
北海道	○			
東北		○		○
関東	○		○	
中部	○		○	
関西		○		○
中国				○
四国			○	
九州		○		

第1回第四次環境基本計画点検スケジュール案(平成25年)

日程	中環審総会	総合政策部会	個別計画が存在する部会 (地球温暖化、物質循環、生物多様性)	その他関連部会 (水、大気、化学物質)	備考
2月	14日 点検体制説明				
3月					
4月		①点検方法・重点検討項目の決定 (必要な場合には、5月に追加的に総合政策部会を開催)	(地球温暖化、物質循環、生物多様性) 平成26年度の点検までに重点検討項目の決定	(水、大気) 重点検討項目の決定 点検開始	・指標検討会の検討結果、地方公共団体アンケート調査結果等を参考として各部会へ提供 ・化学物質は平成26年度の点検までに重点検討項目を決定
5月		(横断分野及び「復旧・復興」) 点検開始			・各部会で関係府省ヒアリング等を通じて点検
6月		②関係府省ヒアリング ③地方ブロック別ヒアリング、 地方公共団体アンケート調査報告等			
7月					
8月		(横断分野及び「復旧・復興」) 点検終了		(水、大気) 点検終了	
9月		④個別分野の点検結果の報告			
10月					
11月		⑤点検報告書(案)の作成 パブコメ			
12月		⑥パブコメ結果報告、点検報告書、翌年の点検方法の決定			
年末		点検報告書の閣議報告			

重点検討項目

重点点検分野名：経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

重点検討項目①	経済・社会のグリーン化
関係府省	環境省、金融庁、経済産業省
検討内容の詳細	<p>経済・社会のグリーン化に向けては、事業者の環境に取り組む能力の向上や環境金融の拡大、環境配慮型の商品・サービスや事業者が評価・選択されることの促進等が重要である。特に、事業者が物品等を製造・提供する際に、より高い環境性能を目指すことや、環境対応に際しての経済的インセンティブと社会的責任の観点から、以下の項目について、検討を行う。</p> <p>a) <u>環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、より高い環境性能に基づく基準(プレミアム基準)に係る国の取組(国によるプレミアム基準の活用状況を含む。)</u> 【環境省(総政局経済課)、その他各省(環境省が取りまとめ)】</p> <p>b) <u>国が事業者に対して行う、ISO14001 や ISO26000 等を通じた環境課題への重点的な対応の促進の取組、及び当該対応の情報開示の促進の取組、並びに当該対応を行う事業者が NPO 等に評価・選択されるための国による普及促進の取組</u> 【環境省(総政局経済課)、経済産業省】</p> <p>c) <u>機関投資家等に対する社会的責任投資(SRI)や環境・社会・ガバナンス(ESG)投資等の環境投資の拡大に係る取組</u> 【環境省(総政局経済課)、金融庁、経済産業省】</p>
重点検討項目②	グリーン・イノベーションの進展
関係府省	環境省、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
検討内容の詳細	<p>グリーン・イノベーションを推進していくためには、その基盤となる環境研究・技術開発を確実かつ効果的に実施し、かつその成果を社会に適用させていくことが重要である。特に、国が実施している環境研究・技術開発については、その全体を把握し、また社会実装状況についても確認していくことが重要である。このような観点から、以下の項目について、検討を行う。</p> <p>a) <u>国(各府省)が実施する研究・技術開発の取組</u> 【環境省(総政局技術室)、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】</p> <p>b) <u>国が実施した研究・技術開発成果の社会実装状況(サービス化も含む)</u> 【環境省(総政局技術室)、内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】</p>

重点検討項目

重点点検分野名：国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進

重点検討項目①	「グリーン経済」を念頭においた国際協力等
関係府省	環境省、内閣府、外務省、経済産業省、国土交通省
検討内容の詳細	<p>途上国における持続可能な社会の実現のためには、「グリーン経済」への移行が促進されるような取組を進めることが重要である。そのためには、我が国がこれまで培ってきた公害対策、循環型社会形成のための3R、温室効果ガスの排出削減、並びに生物多様性の保全と持続可能な利用等の技術・取組を、途上国のニーズ・状況に適合させた上で、制度およびその運用技術をパッケージとして、知的財産権の保護を前提に展開することが有効である。このような観点から、以下の項目について検討を行う。</p> <p>a) <u>より環境への負荷が少ない成長の実現のための、公害対策や温室効果ガス排出削減や3R推進に資する技術の移転及び循環産業の振興の支援</u> 【環境省（地球局）、外務省、経済産業省、国土交通省】</p> <p>b) <u>環境的に持続可能な都市（ESG: Environmentally Sustainable City）等の都市づくり、生物多様性の保全に配慮した経済活動の推進等に向けた支援</u> 【環境省（地球局）、内閣府、外務省、経済産業省、国土交通省】</p>

重点検討項目②	国際的な枠組みづくりにおける主導的役割
関係府省	環境省、内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
検討内容の詳細	<p>環境に関する国際交渉において、各国の利害関係が複雑化している中で、我が国が国益を確保しつつ、公平で実効的な地球環境対策につながる国際的枠組みの形成に向けて積極的な貢献が必要であるとの観点から、以下の項目について、検討を行う。</p> <p>a) <u>環境保全の国際的な枠組みづくりへの関与（特に地球温暖化対策及び水銀に関する水俣条約）</u> 【環境省（地球局、保健部）、外務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省】</p> <p>b) <u>国連における持続可能な開発目標（SDGs）及びそのSDGsを統合した2015年より先の国際開発目標（ポストMDGs）の策定に向けた国際議論への関与並びに愛知目標の達成に向けた国際貢献</u> 【環境省（地球局）、内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省】</p>

重点検討項目

重点点検分野名：持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

重点検討項目①	環境教育等の取組及びそれらの連携の強化に向けた取組
関係府省	環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
検討内容の詳細	<p>低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりを統合的に進めるためには、身近なところから意識や行動を変えていくことが重要である。そのためには、あらゆる年齢階層に対するあらゆる場・機会を通じた環境教育等の推進が必要である。また、コーディネーターの育成・活用等を通じた各主体間、地域間の継続的な連携促進を行うことが必要である。このような観点から、以下の項目について検討を行う。</p> <p>a) <u>学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の取組、及び政府、企業、NPOなどの連携促進に向けた取組</u> 【環境省（総政局教育室）、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】</p> <p>b) <u>環境教育関係者や指導者の育成・支援</u> 【環境省（総政局教育室）、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】</p>

重点検討項目②	持続可能な地域づくりのための地域資源の活用及び地域間の交流等の促進
関係府省	環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
検討内容の詳細	<p>持続可能な地域づくりに向けては、地域に存在する資源を発見し、それらを適性かつ最大限に活用するとともに、地域特性を踏まえた環境負荷の少ない社会資本の整備、維持管理などを進めることが重要である。特に、東日本大震災に伴う自立・分散型エネルギーシステムの構築への期待の高まりや、地域の活性化等の観点から以下の項目について検討を行う。</p> <p>a) <u>持続可能な地域づくりのための、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用促進の取組</u> 【環境省（総政局計画課地域班、地球局）、農林水産省、経済産業省、国土交通省】</p> <p>b) <u>エコツーリズムや地域おこし等の、地域の文化、自然とふれあい、保全・活用する機会を増やすことを念頭に置いた、地域間での交流や広域的なネットワークづくりの促進の取組</u> 【環境省（全部局（とりわけ総政局民活室、自然局））、農林水産省、国土交通省】</p>

重点検討項目

第2章：東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項

重点検討項目	持続可能な社会を目指す地域の復興に係る取組
関係府省	環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
検討内容の詳細	<p>東日本大震災からの復旧・復興に際しては、各地域における多様な地域資源を活用し、域内循環を進めるとともに、自然資源を保全しつつ持続可能な利用を確保しながら、産業の潜在的な可能性を引き出すことで、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築にも資するかたちで行うことが重要である。このような観点から、以下の項目について検討を行う。</p> <p>a) <u>被災地における低炭素社会の構築に係る取組</u> 【環境省（総政局計画課地域班）、農林水産省、経済産業省、国土交通省】</p> <p>b) <u>被災地における循環型社会の構築に係る取組</u> 【環境省（廃リ部）、農林水産省、経済産業省、国土交通省】</p> <p>c) <u>被災地における自然共生社会の構築に係る取組</u> 【環境省（自然局）、農林水産省、国土交通省】</p> <p>d) <u>被災地における安全の確保に係る取組</u> 【環境省（保健部、水・大気局）】</p>